

改正前	改正後
<p><u>（駐車券の交付等）</u></p> <p>第6条 <u>駐車場（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を除く。）</u> <u>を利用する者（以下「利用者」という。）又は横浜市</u> <u>瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する者（以下「使用者」</u> <u>という。）は、駐車場に車両を入場するときに駐車券</u> <u>の交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 利用者又は使用者は、駐車場から車両を出場すると</u> <u>きは、前項の駐車券を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 利用者又は使用者は、第1項の駐車券を紛失し、又</u> <u>は破損したときは、速やかに、その旨を指定管理者に</u> <u>届け出なければならない。</u></p> <p>（利用料金の減免）</p> <p>第7条 条例第8条に規定する規則で定める場合は次の 各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当 該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（第1号から第4号まで省略）</p> <p>(5) 公会堂（横浜市瀬谷公会堂を除く。）<u>の使用若し</u> <u>くは利用又はスポーツ施設若しくは区民文化センタ</u> <u>ーの利用の許可を受けようとする者がこれらの許可</u> <u>の申請をするために区総合庁舎駐車場等を利用する</u> <u>場合 駐車時間30分までの利用料金の全額</u></p> <p>（第6号省略）</p> <p>(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15 条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け ている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1 2条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害 者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規 定する知的障害者更生相談所において知的障害と判 定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規 定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい る者及びこれらの者の介護者のうち第1号に規定す る来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第2号に規定 する来庁者又は公会堂等（横浜市瀬谷公会堂を除く。 以下同じ。）<u>を使用し、若しくは利用する者にあつ</u> <u>ては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手</u> <u>続若しくは相談等又は公会堂等の使用若しくは利用</u> <u>を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額</u></p>	<p>第6条 <u>削除</u></p> <p>（利用料金の減免）</p> <p>第7条 条例第8条に規定する規則で定める場合は次の 各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当 該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（第1号から第4号まで省略）</p> <p>(5) 公会堂（横浜市瀬谷公会堂を除く。）<u>スポーツ</u> <u>施設又は区民文化センターの利用の許可を受けよう</u> <u>とする者がこれらの許可の申請をするために区総合</u> <u>庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間30分までの</u> <u>利用料金の全額</u></p> <p>（第6号省略）</p> <p>(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15 条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け ている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1 2条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害 者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規 定する知的障害者更生相談所において知的障害と判 定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規 定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい る者及びこれらの者の介護者のうち第1号に規定す る来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第2号に規定 する来庁者又は公会堂等（横浜市瀬谷公会堂を除く。 以下同じ。）<u>を利用する者にあつては区総合庁舎駐</u> <u>車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等</u> <u>又は公会堂等の利用を終えるまでの駐車時間の利用</u> <u>料金の全額</u></p>

(8) 市長が別に定める低公害車を駐車する者のうち第1号に規定する来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第2号に規定する来庁者又は公会堂等を使用し、若しくは利用する者にあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は公会堂等の使用若しくは利用を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(利用者又は使用者の遵守事項)

第8条 利用者又は使用者は、道路交通関係法令の例によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(第1号から第7号まで省略)

(8) 市長が別に定める低公害車を駐車する者のうち第1号に規定する来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第2号に規定する来庁者又は公会堂等を利用する者にあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は公会堂等の利用を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(利用者又は使用者の遵守事項)

第8条 駐車場を利用し、又は使用する者は、道路交通関係法令の例によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(第1号から第7号まで省略)